

【南砺市】住宅の取得・改良に対する支援制度

担 当 課	制 度 名	助 成 条 件 等	補助額・融資額	HP	問い合わせ先 電話番号
南砺で暮らし ません課	木造住宅耐震改修支援事業	①木造の一戸建て、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの ④部分的な改修工事も対象	工事費の5分の4(100万円以内)	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2037
エコビレッジ推進 課	南砺市住宅用太陽光発電システム設置補助金	①自らが所有し居住する住宅に発電容量が2キロワット以上の太陽光発電システム(未使用に限る)を、自ら又はPPAに基づき設置 ②次に掲げる要件のいずれかに該当すること ・送配電会社と系統連係に関する契約を締結した者 ・PPAを締結している者 ③同一住宅に対して1回限り ④市税を滞納していないこと	一律5万円	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2050
エコビレッジ推進 課	南砺市ペレットストーブ等設置事業補助金	①木質ペレット又は薪等を燃料とするストーブを設置 ②市内に住所を有する個人で、①を設置する建物の所有者又は管理者であり、①の設置場所が市内であること ③市税を滞納していないこと	ストーブ本体等の購入、設置及び配管に要する経費の2分の1以内(20万円を上限)	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2050
南砺で暮らし ません課	南砺市結婚新生活支援事業	対象者 ・令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻された夫婦 ・婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下 ・令和4年中の夫婦の合計所得が500万円未満 補助対象 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支出した以下の金額 ・住宅賃借費用 ・引越事業者等への支払い費用 ・リフォーム費用	上限 夫婦ともに29歳以下の場合 60万円 それ以外 30万円	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2037
南砺で暮らし ません課	南砺市定住奨励金事業	(1)転入奨励金 【対象者】 ・南砺市に転入前、市外に直近で5年以上住所があった方 ・転入した日から前後3年以内に取得した住宅に住所を定めた方 (2)持家奨励金 【対象者】※①②いずれかに該当すること ①現在市内に住んでおり、新たに取得した住宅に住所を定めた方 ②南砺市に転入前、市外に住所があった期間が直近5年未満の方で新たに取得した住宅に住所を定めた方 (3)リフォーム奨励金 【対象者】 転入者が3親等以内の親族の家に同居し、2世代以上の多世代で居住するために既存の住宅の改修、増築をする方	(1)(2) ・新築 住宅購入費の5/100または100万円のいずれか少額+各種加算 ・中古 住宅購入費の1/10または60万円のいずれか少額+各種加算 (3) 住宅購入費の1/5または60万円のいずれか少額+各種加算 【加算措置】 要件に応じて、奨励金額にさらに加算	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2037
南砺で暮らし ません課	空き家バンク活用促進事業補助金	南砺市空き家バンク活用促進事業 (1)購入住宅改修等補助金 空き家バンクに登録がある物件を購入し増築、改修した場合の費用を補助 ※売買契約締結の日から1年以内に工事と支払いまでを完了させたものが対象 (2)家賃補助金 賃貸物件として登録されている物件に1年以上入居された方に家賃の一部を補助	(1)購入住宅改修等補助金 市内業者が施工した場合 改修費の1/2(上限100万円) 市外業者が施工した場合 改修費の1/5(上限50万円) (2)家賃補助金 家賃の1/2(上限24万円)を補助	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2037
地域包括ケア課	高齢者が住みよい住宅改善支援事業	1年以上南砺市に住所を有する、65歳以上の介護認定を受けている方がいる世帯。ただし、世帯全員が前年の所得税非課税世帯に限る。	補助額:対象工事費(90万円限度)の3分の2(対象工事は介護保険法に準じます。)	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2034
福祉課	在宅重度障害者住宅改善費補助金	在宅の障がい者で次のいずれかに該当する方の世帯の住宅改修費 ①身体障害者手帳の「視覚障がい」または「肢体不自由」で1級・2級の認定を受けている方 ②身体障害者手帳の「内部障がい」の認定があり、かつ補装具で車椅子の交付を受けている方 ③療育手帳の程度Aの認定を受けている方	所得税非課税世帯:90万円以内 所得税課税世帯:対象工事費の3分の2(60万円以内)	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2009
福祉課	障害者等日常生活用具給付等事業	在宅の障がい者で、身体障害者手帳の下肢機能または体幹機能で3級以上の認定を受けている方の世帯の住宅改修費	20万円以内(但し、原則1割は利用者負担)	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2009
林政課	南砺市の木利用促進事業	南砺市産材を1?以上使用しての新築・増改築	補助額 1?あたり3万円(上限60万円)	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2017
南砺で暮らし ません課	克雪住宅普及事業	屋根雪落下対策のための屋根の整備。①落雪素材②電熱板利用	補助額 ①30万円以内 ②50万円以内	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2037
上下水道課	水洗便所改造資金融資制度	市税、受益者負担金、下水道使用料を滞納していないこと	・融資限度額 30万円～200万円 ・金利 指定の金融機関の定める利率 ・返済期間 5年	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2024
エコビレッジ推進 課	南砺市ペレットボイラー等設置事業補助金	①木質ペレット、薪又はチップを燃料とするボイラー及び温風暖房機を設置 ②市内に住所を有する個人で、①を設置する建物の所有者又は管理者であり、①の設置場所が市内であること ③市税を滞納していないこと	ボイラー等本体の購入及び設置に要する経費の2分の1以内(300万円を上限)	http://www.city.nanto.toyama.jp	0763-23-2050